

今般の改定は、実務上混乱を来すことのないよう関係士業団体と十分に連携をとりながら、平成25年分の収支報告書の提出期限後である、平成26年6月2日付けでホームページにおいて公表し、その後速やかに登録政治資金監査人等に対して冊子等により周知することとする。

1. 改定の目的

「取りまとめ」における業務制限等についての検討結果を踏まえ、「政治資金監査に関するQ & A」の追加・改定を行い、併せて、質疑応答の掲載順についても見直しを行う。また、「収支報告書の記載方法に係る基本的な方針」に係る資料を充実させ、より実務に資する内容とする。

2. 改定の概要

- 業務制限についての検討を踏まえ、Q & Aを改定・追加したもの

【改定】

- 新Ⅱ－4 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査（旧Ⅱ－7）
- 新Ⅱ－6 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査（旧Ⅱ－4）
- 新Ⅱ－7 確定申告を受託している税理士による政治資金監査（旧Ⅱ－5）

【追加】

- 新Ⅱ－5 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査

- 振込明細書の取扱い等に係る政治資金規正法施行規則の改正を踏まえ、Q & Aを改定したもの

- 新Ⅴ－13 公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い（旧Ⅴ－41）
- 新Ⅴ－33 郵便局の払込票兼受領証（旧Ⅴ－13）
- 新Ⅴ－35 振込明細書に係る支出目的書がない場合（旧Ⅴ－32）
- 新Ⅴ－36 支出の目的、金額、年月日が記載された振込明細書（旧Ⅴ－40）

- 政治資金監査マニュアルの改定（平成25年6月）及び「取りまとめ」を受けて、Q & Aを追加したもの

- 新Ⅷ－1 政治資金監査を適確に実施するための参考資料等

- 時限的な措置であるため、Q & Aから削除したもの

- 旧Ⅶ－11 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法